

第2次大町市いのちを守る 推進計画

～誰も自殺に追い込まれることのない

地域の実現を目指して～

令和6年3月
大町市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 計画の数値目標	4
5 計画（R2年度～R4年度）の評価	5

第2章 大町市における自殺の状況

1 自殺死亡率の推移	6
2 性別・年代別の状況	6
3 地域自殺実態プロファイルによる当地域の特徴	7
4 市における自殺の特徴	10
5 （参考）大北地域の自損行為搬送件数の推移	11

第3章 自殺対策における取組

1 自殺対策の基本方針	12
2 施策体系	15
3 基本施策	
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	16
基本施策2 包括的支援を支える人材の育成	17
基本施策3 住民への啓発と周知	18
基本施策4 生きることの促進要因への支援	19
4 重点施策	
重点施策1 こども・若者への自殺対策の強化	24
重点施策2 生活困窮者への支援強化	27
重点施策3 高齢者等が地域でいきいきと暮らせる環境整備	28
重点施策4 連携体制の強化	30
5 関連施策一覧	31

第4章 自殺対策の推進体制等

資料編

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数が平成10年以降、3万人を超える状態が続いたことから、平成18年10月に「自殺対策基本法」が策定されました。以降「個人の問題」として認識されがちであった自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は減少傾向になりました。しかし、依然として年間2万人前後となっており、自殺率も主要7カ国の中で最も高く、非常事態はいまだに続いている状態です。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年経った平成28年に自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村に自殺対策計画を定めることが義務付けられました。

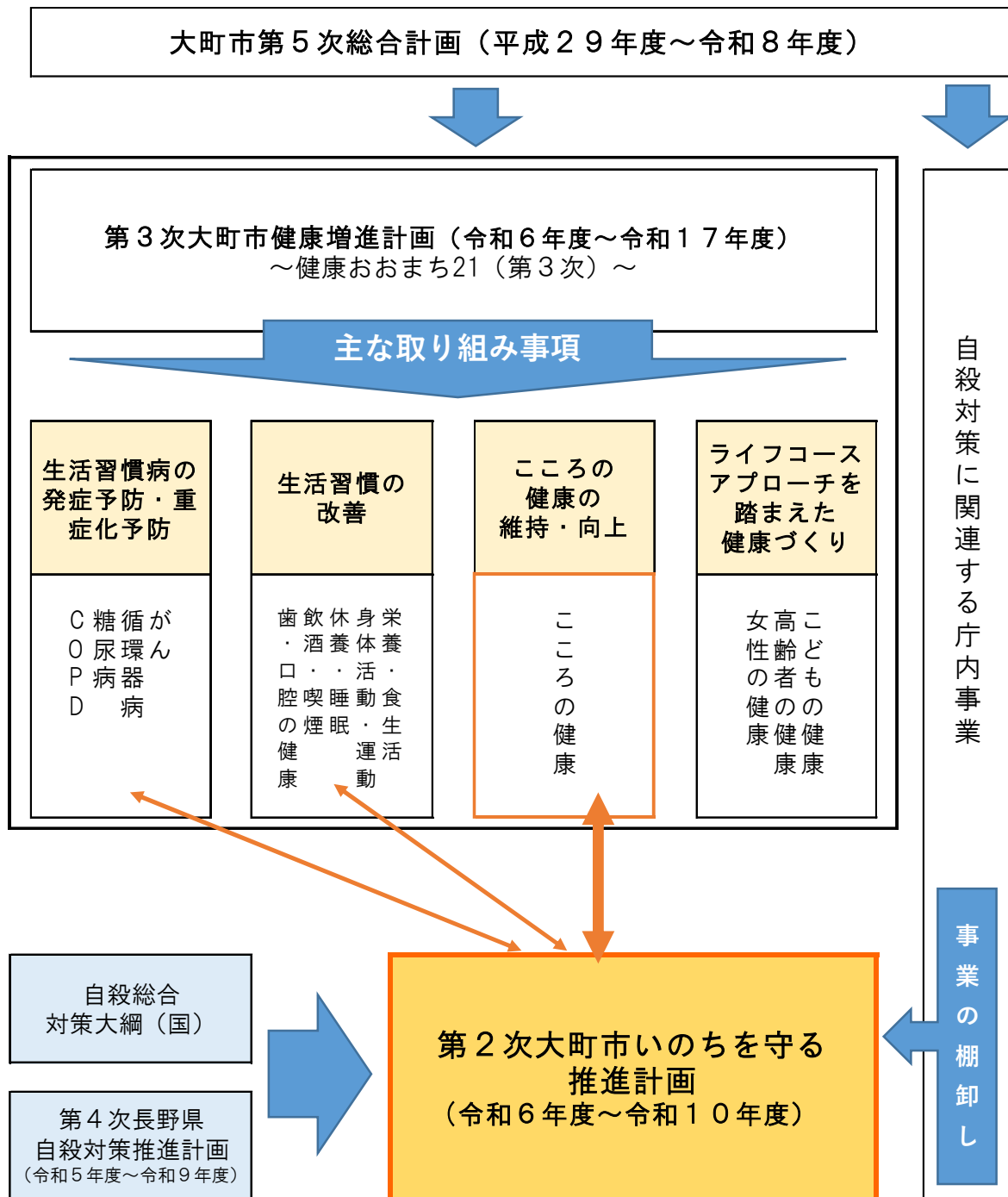
令和4年10月には、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、子ども・若者への対策の更なる推進、女性に対する支援の強化、総合的な対策の推進等が施策として位置付けられています。

市では、「大町市第5次総合計画」及び「第3次大町市健康増進計画『健康おおまち21（第3次）』」において、こころの健康づくりの推進として自殺対策の取組を進めていますが、市が行う事業等にも「生きる支援」の視点を取り入れ、庁内はもとより各関係機関や市民とともに自殺対策を推進するため、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、市の生きることの包括的支援について基本的な考え方を明らかにするとともに、総合的な取組方針を示し、基本施策・重点施策を明確にし、関係機関と連携を図りながら生きることの包括的支援を総合的に推進するための指針として位置づけます。

また、「大町市第5次総合計画」及び「第3次大町市健康増進計画」を上位計画とし、他の計画とも整合性を図って推進するものとします。



*第3次大町市健康増進計画「健康おおまち21(第3次)」のこころの健康の項目において、自殺予防対策の取組について次のように掲げています。

<目標>

◆ 自殺者の減少(人口10万人当たり)

基本的な考え方

社会生活を営むために、身体健康と共に重要なものが、こころの健康です。

健やかなこころを支えるためには、こころの健康を維持するための生活や、こころの病気への対応を多くの人々が理解することが不可欠です。

(中略)命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに助けを求めていいという理解の促進や、悩みを抱えている人の存在に気づき、話を聴き、必要に応じて専門家につないで、見守るといったことについて理解を深め、実践できるよう普及啓発が必要です。

また、精神疾患の正しい理解や、自殺に対する誤った認識の払拭等普及啓発を進めます。

目標を達成するための取組・対策

- (ア) こころの健康に関する教育の推進
- (イ) 専門医・専門機関による相談事業の紹介

<第4章 4心の健康の維持・向上 (1)こころの健康より抜粋>

3 計画の期間

この計画の目標年次は令和10年度とし、期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や、自殺実態・自殺対策における課題の変化などがあった場合は、必要に応じ計画の見直しを行います。

4 計画の数値目標

市では、「生きることの包括的支援」を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない大町市」の実現を目指します。

そのための具体的な数値目標として、国に合わせ、市の5年間の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を、令和9年までに現状値(H30~R4)18.5と比べて30%減少にあたる13.0以下とします。

なお、国は大綱において令和8年までに13.0以下に、また長野県は令和9年までに12.2以下にすることを目標としています。

【計画の数値目標】

	現状値	数値目標
大町市* ¹	18.5 (H30~R4)	13.0 以下 (R5~R9)
長野県	16.3 (R3)	12.2 以下 (R9)
全 国	16.4 (R2)	13.0 以下 (R8)

<第3次大町市健康増進計画、第4次長野県自殺対策推進計画>

*¹) 単年度では自殺者数のばらつきがあるため、5年間の平均で比較。

5 計画（R2年度～R4年度）の評価

大町市いのちを守る推進計画（R2年度～R4年度）における評価は以下のとおりです。

【評価の区分】 A達成 ・ B変わらない ・ C未達成 ・ D評価困難

計画全体の評価指標	計画策定前 (H23～27)	数値目標 (H30～R4)	現在値 (H30～R4)	評価
自殺死亡率（人口10万対）	16.8	13.4以下	18.5	C

施策	現行計画の 評価指標の項目	計画 策定前	目標値 (R4)	現在 (R4)	評価
基本施策1 地域における ネットワークの強化	個別支援会議の開催	随時	拡充	随時	B
基本施策2 包括的支援を支える 人材の育成	地域支援者等への 研修会の開催	年1回	年1回以上	年1回	B
基本施策3 住民への啓発と周知	広報誌等による 情報発信の回数	年2回	年2回以上	年2回以上	A
	相談窓口一覧の作成・配 布の実施	—	実施	実施	A
基本施策4 生きることの促進要因への 支援	新生児訪問の実施率	97.7%	100%	92.6%	C
基本施策5 未成年者への 自殺対策強化	SOSの出し方に関する 教育の実施	未実施	市内 全中学校	市内全中学校	A
	「悩んだり困ったときに 誰かに相談しようと思 う」児童・生徒の割合	—	実態把握	相談する 54.1% 相談しない 16.4% わからない 29.5%	D
重点施策1 高齢者等が地域でいきいき と暮らせる環境整備	地域での生きがい活動等 への助成	47地区	拡充	48地区	B
重点施策2 無職者・失業者への 支援強化	生活困窮に関する相談	延べ77件	継続実施	延べ121件	A
重点施策3 連携体制の強化	ワーキンググループ会議 の開催	年1回	年1回以上	未実施 (コロナ禍のため)	C
	「なんでも相談会にきて よかった」と答えた 参加者の割合	92%	95%	100%	A

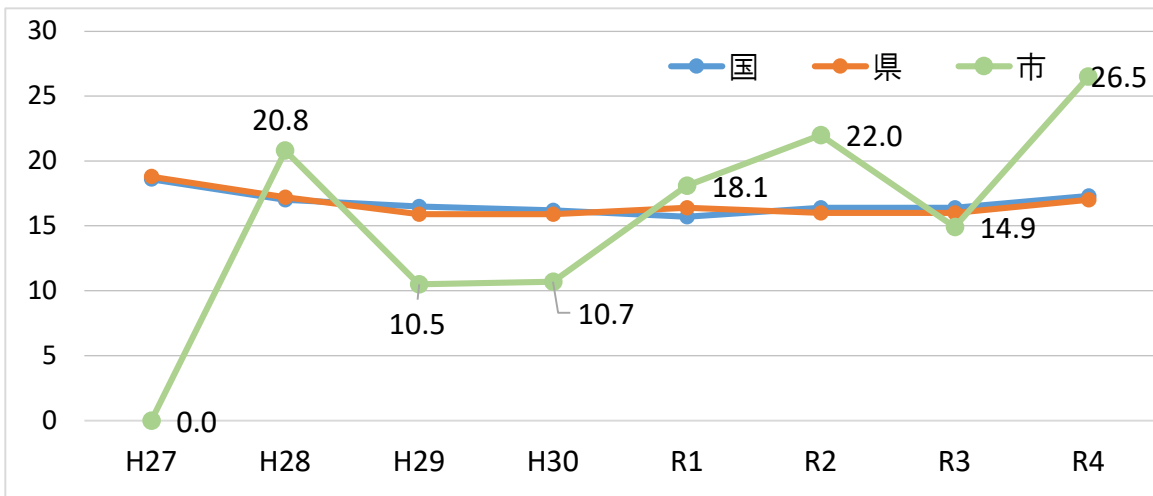
第2章 大町市における自殺の状況

1 自殺死亡率の推移

国及び県の自殺死亡率が徐々に低下しているなか、市においては、年によってばらつきがあるものの、全体的に微増傾向にあります。

●自殺死亡率の年次推移（人口10万人対）

図1



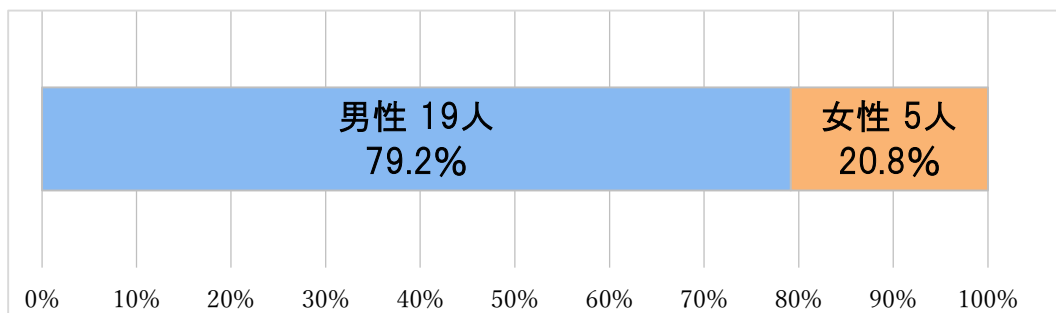
※地域自殺実態プロファイル（H27～R4）より 保健センター資料作成

2 性別・年代別の状況

平成30年から令和4年までの5年間における自殺者数は24人となり、そのうち男性が19人で全体の79.2%を占めています。

●男女別の自殺者割合（H30年～R4年合計）

図2



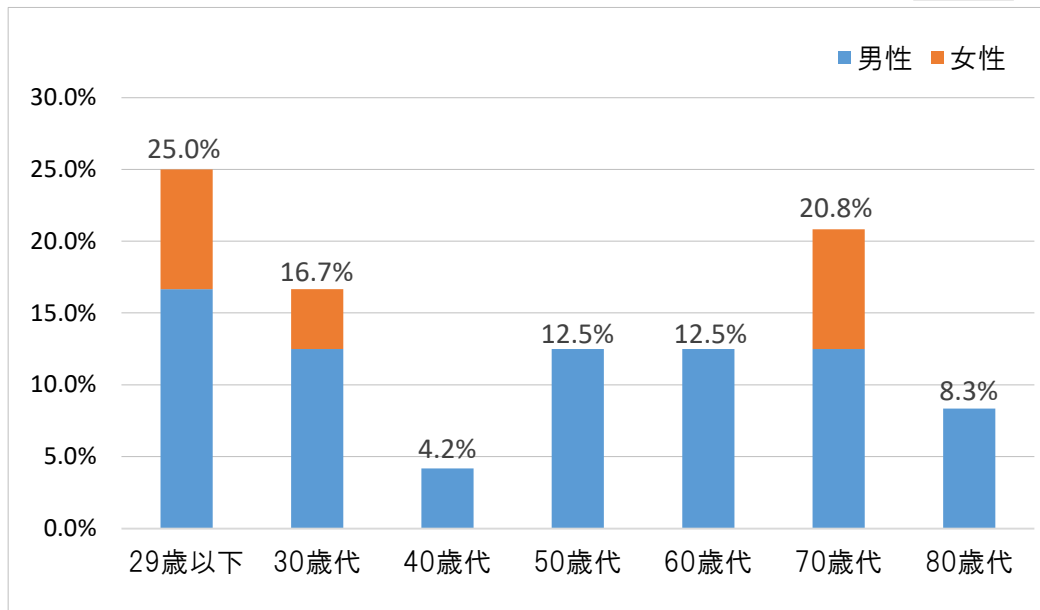
<大町市死亡届統計>

年代別では、29歳以下の自殺者が最も多く、次いで70歳代と30・50・60歳代の順となっています。自殺者の割合は、29歳以下は全体の25.0%、70歳代以上は全体の29.1%を占めています。

性別では、全ての年代において男性が多い状況です。

●年代別・性別自殺者の状況（H30年～R4年合計）

図3



<大町市死亡届統計>

3 地域自殺実態プロファイルによる当地域の特徴

いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）^{*2} の分析からみえる市の特徴は、次のとおりです。

（1）同居・独居の特徴

同居・独居別でみると、自殺者のうち全体の68.0%が同居であり、独居では高齢になるほど増えていることがわかります。

遺された家族はいろいろな感情を抱き、こころや身体に様々な変化が現れることもあるため、家族（自死遺族）への支援が必要になると考えます。

*2) 地域の自殺対策支援の機能強化を目的とした厚生労働大臣指定法人機関。

●年代別、同居・独居別に見た自殺者の状況（H30年～R4年合計）

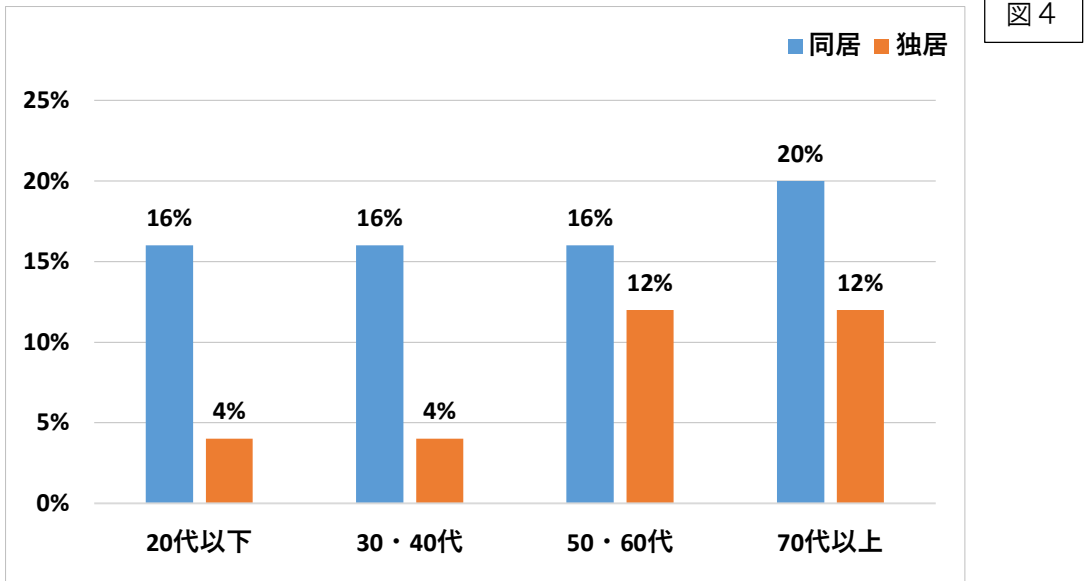


図4

<いのち支える自殺対策推進センター 大町市のプロフィール>

(2) 有職・無職別の特徴

有職者は全体の48%であり、残りの52%は無職者です。無職者のうち年金等受給者の割合が40%、失業者は12%という状況です。

●有職・無職別の状況（H30年～R4年合計）

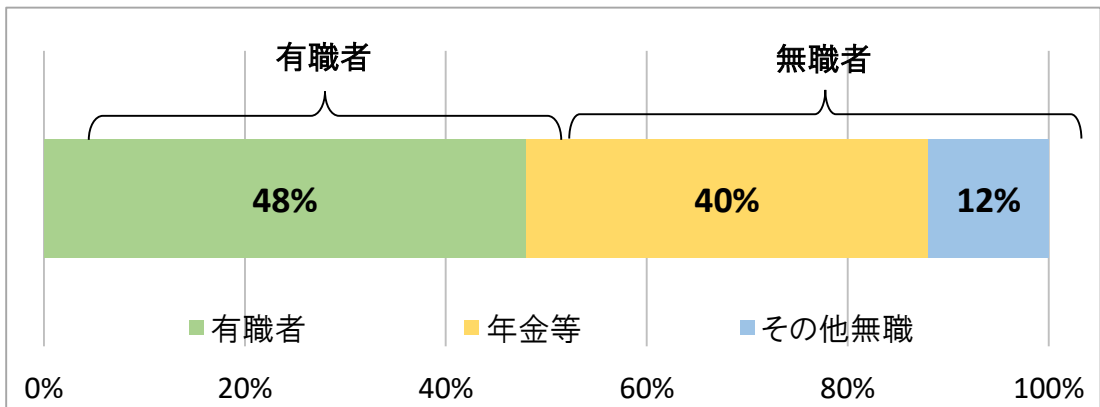


図5

<いのち支える自殺対策推進センター 大町市のプロフィール>

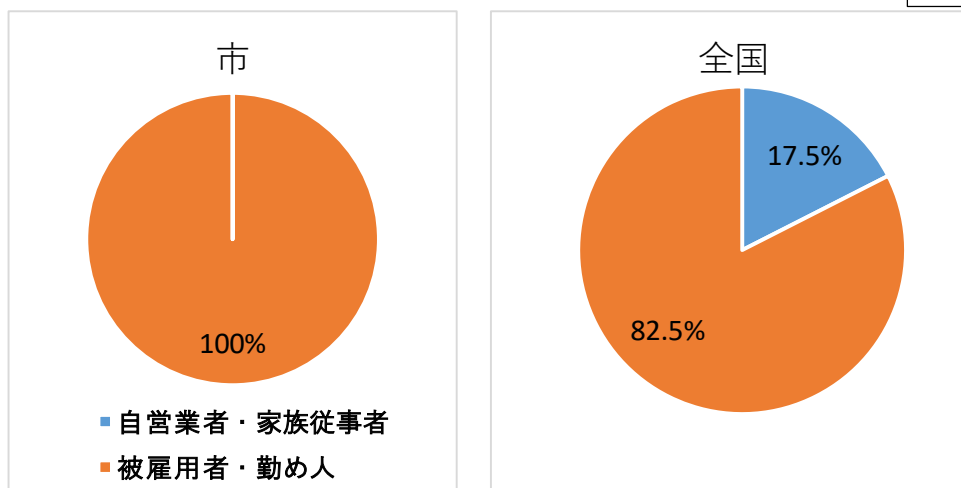
(3) 勤務等関連資料による特徴

有職者の自殺者は、すべて被雇用者・勤め人でした。

また、市内事業所の規模を見ると、労働者数 50 人未満の小規模事業所が 97%を占めています。いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）の分析では、市内常住就業者の 74.8%が市内事業所に勤務している状況ですが、小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあるとされており、地域産業保健センター*³ 等による支援が行われています。自殺対策推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれています。

●有職者の自殺の状況（H29 年～R3 年合計）

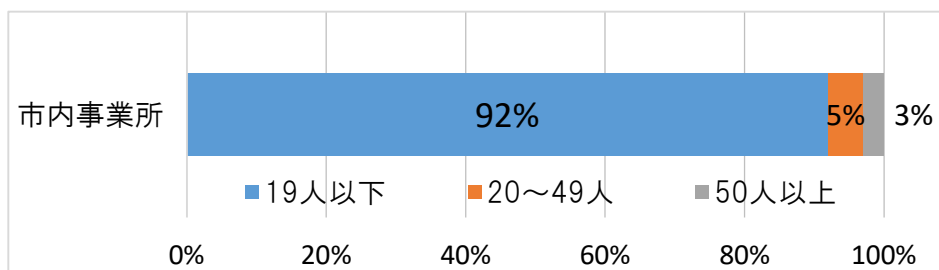
図 6



<いのち支える自殺対策推進センター 大町市のプロフィール>

●地域の事業所規模別 事業所／従業者割合（H28 経済センサス）

図 7



<いのち支える自殺対策推進センター 大町市のプロフィール>

*³) 独立行政法人労働者健康安全機構が運営する地域の窓口で、労働安全法で定められた保健指導などの産業保健サービスを、無料で提供している。

(4) 対策が優先されるべき対象群

いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）による地域自殺実態プロフィール 2023^{*4} では、市において自殺者が多い対象群は、以下の5区分となっています。

●地域の主な自殺の特徴（自殺日・住居地、H30年～R4年合計）

表1

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある 主な自殺の危機経路*
男性 20～39 歳有職同居	4	16.0%	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
男性 60 歳以上無職独居	4	16.0%	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
男性 40～59 歳有職同居	4	16.0%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
女性 60 歳以上無職同居	4	16.0%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
男性 60 歳以上有職独居	2	8.0%	配置転換/転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺

いのち支える自殺対策推進センター 地域自殺実態プロフィール 2023

*「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したものの。

4 市における自殺の特徴

市の自殺者の特徴は、以下のとおりです。(H30～R4)

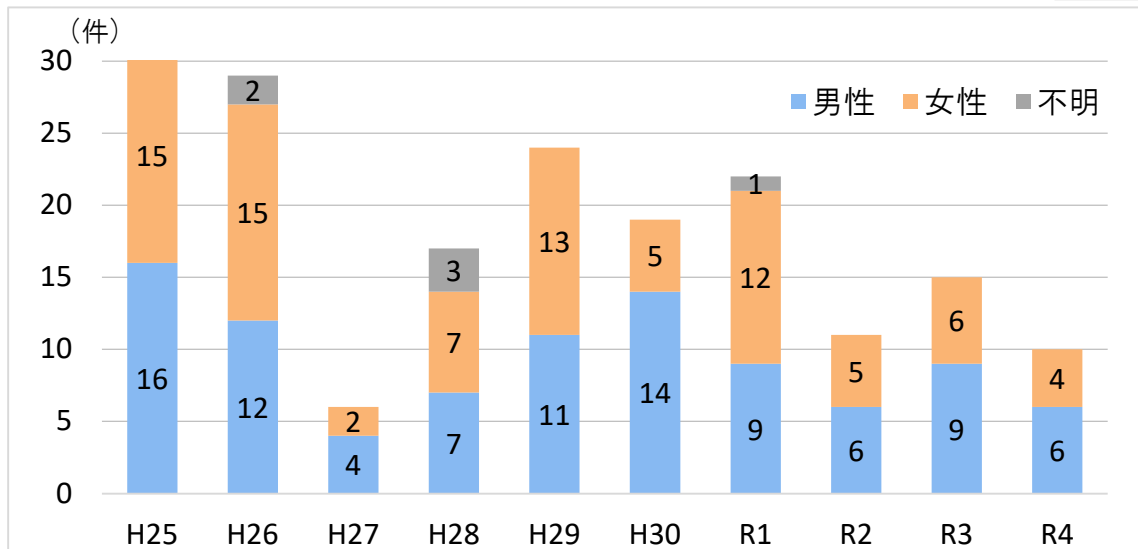
- ◆ 性別 **男性**が全体の 79.2%
- ◆ 年代 **30 代以下**が全体の 41.7%、**70 代以上**が全体の 29.1%
- ◆ 職業状況 **無職者**が全体の 52.0%
- ◆ 同居人 **同居人有**の割合が 68.0%

^{*4}）いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が、地域毎の自殺の特徴を、年齢・性別・原因等から自殺実態の傾向を掴むために分析したものの。

5 (参考) 大北地域の自損行為搬送件数の推移

●北アルプス広域消防署における男女別自損行為出場件数 (H25年～R4年)

図8



<北アルプス広域消防本部>

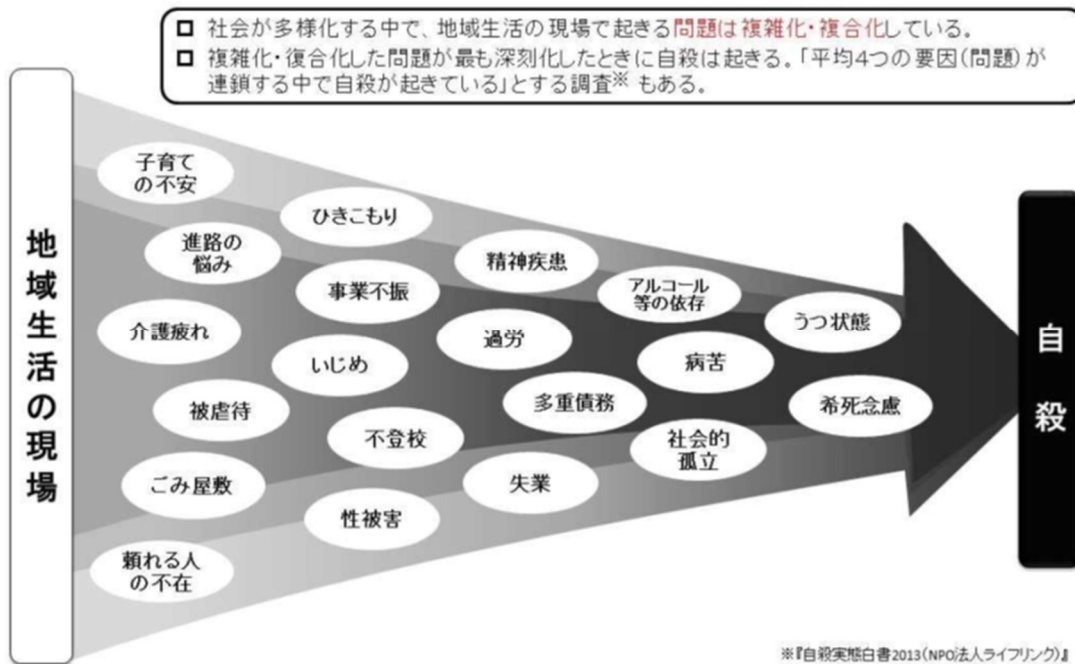
* 「自損行為」とは、故意に自分自身に傷害等を加えた事故。

第3章 自殺対策における取組

1 自殺対策の基本方針

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。

自殺の背景には、心身の健康にかかわる問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめなど様々な生きることの阻害要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、これらの複数の因子が重なり合い、自殺以外の選択肢が考えられない危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。



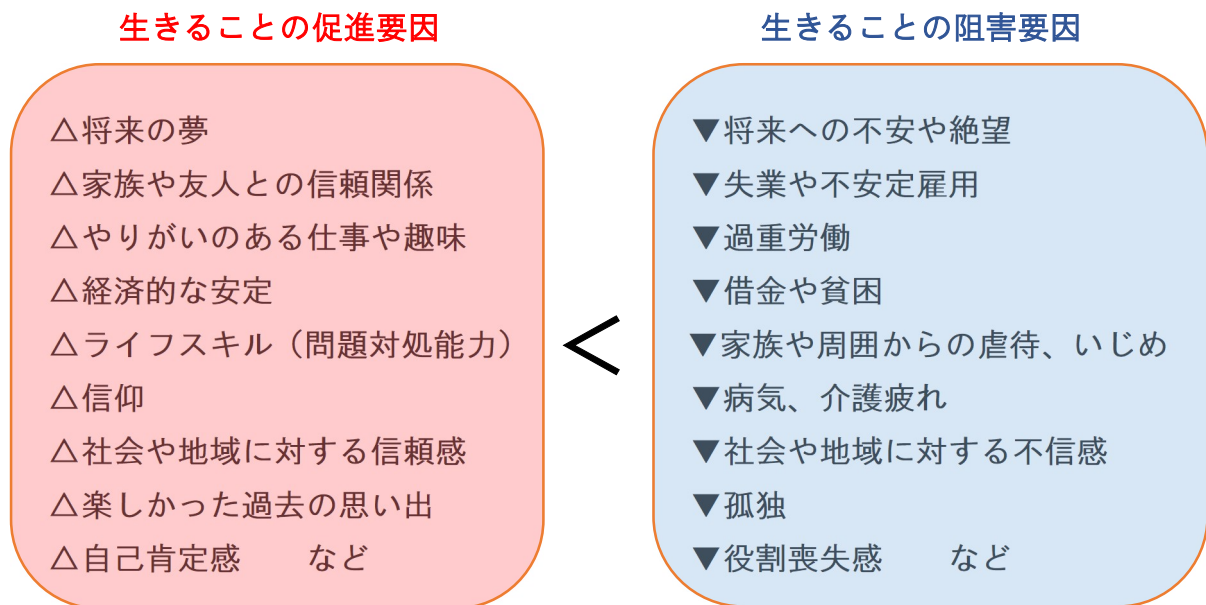
そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関との連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施することが重要です。

市では令和4年に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、次の5つの項目を基本方針とします。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

自殺は、その多くが防ぐことのできる「社会の問題」として捉え、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進します。

自殺のリスクが高まる時



<NPO 法人ライフリンク作成>


(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が必要です。このような取組をするためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携し、様々な分野の生きる支援施策との連携を強化します。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体のリスクを低下させる方向で、個々人の問題解決のための相談や支援をする「対人支援のレベル」、包括的支援を行うための関係機関等による連携をする「地域連携のレベル」、法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」がそれぞれにおいて強力にかつ、それらを総合的に推進します。

また、時系列的な対応として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じた場合等における「事後対応」のそれぞれの段階に応じたレベルごとの施策を講じる必要があります。

 3つのレベルの有機的連携	社会制度のレベル 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正	自殺対策基本法 自殺総合対策大綱 第4次長野県自殺対策推進計画 大町市第5次総合計画 第3次大町市健康増進計画 ほか
	地域連携のレベル 包括的支援を行うための関係機関等による連携	大北圏域自殺対策地域連絡会 大北圏域障がい者自立支援協議会 子育て世代包括支援センター関係者会議 ほか
	対人支援のレベル 個々人の問題解決のための相談支援	介護・看病疲れへの対応 いじめへの対応 身体・精神疾患への対応 生活困窮への対応 子育ての悩みの解消 ほか

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、そこに陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが大切であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

市民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、必要な専門機関へつなぎ、見守っていかれるよう、広報活動や教育活動等に取り組んでいくことで、実践との両輪を推進します。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市だけでなく国、県、関係団体、企業等に加え市民一人ひとりが連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが重要です。そのため、それぞれが果たしうる役割を明確にするとともに、情報を共有し、連携・協働する仕組みを構築することが大切です。

2 施策体系

市の自殺対策は大きく2つの施策群で構成されます。

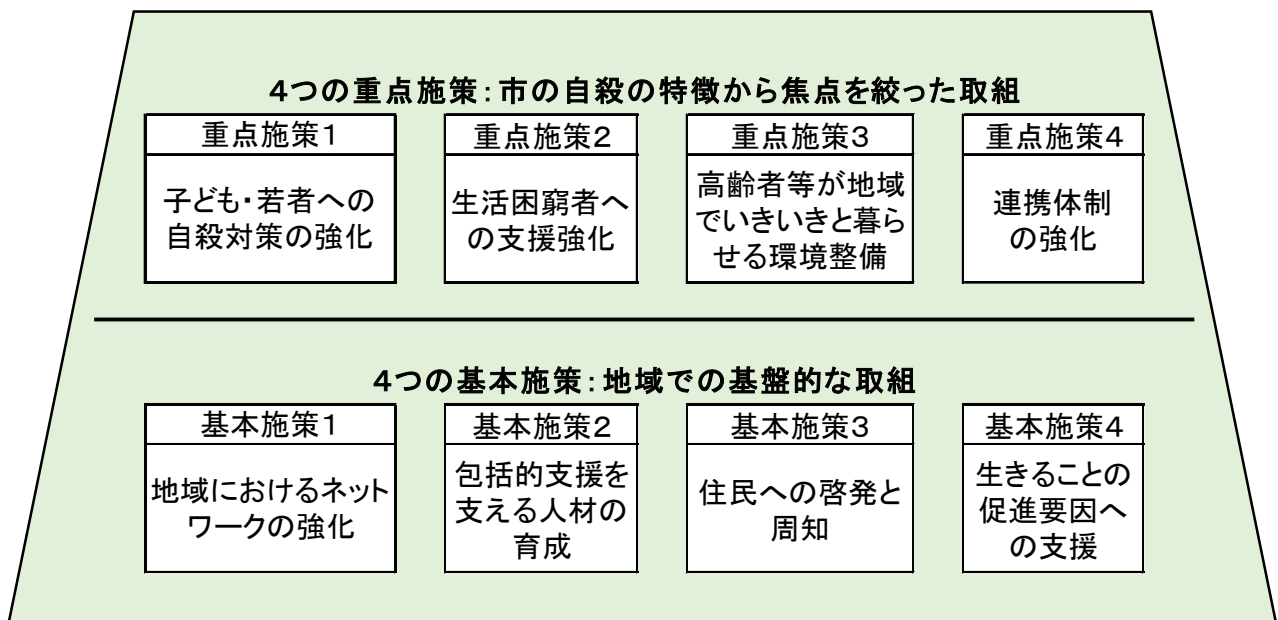
国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、市の実態を踏まえ、より重点的に行うべきとしてまとめた「重点施策」です。

基本施策は、「地域におけるネットワークの強化」や「包括的支援を支える人材の育成」など、主に地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない基盤的な取組です。

重点施策は第2章の市の自殺の特徴と、大町市の地域自殺実態プロファイル2023（JSCP）において推奨される重点項目を踏まえた、「子ども・若者」「生活困窮者」「高齢者」「連携体制」に焦点を絞った施策です。

また、すでに市で行われている様々な事業のうち、自殺対策の視点から連携して取り組む施策を「関連施策」とし、取組の内容ごとに分類します。

<施策の体系図>



3 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは様々な要因が関連しているものであるため、それらに適切に対応するためには、保健、医療、福祉、教育、労働その他の様々な関係機関が密接に連携していくことが必要です。そのため、自殺対策に関わる相談機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

【 市の事業 】

事業名	内 容	担当課・団体
子育て世代包括支援センター関係者会議	妊娠期から乳幼児期までの子育て世代の実情を把握し、継続的に支援や相談を行いながら、支援が必要と判断した場合は、予防施策へつなげる。	子育て世代包括支援センター「あおぞら」、子育て支援課、福祉課
地域ケア会議	高齢者の介護予防を目的に、関係者会議を設け、生活全般の自立に向けた支援をする。	福祉課、介護等のサービス事業所
個別支援会議	問題を抱える人に対して、多方面から対応を検討し、連携を取りながら包括的に支援する。	関係課、小・中学校

【 関係機関の事業 】

大北地域自殺対策地域連絡会	自殺対策に関わる地域の関係機関等が、日頃からのお互いの活動を共有し、地域の課題について意見交換することで、自殺対策の推進を図る。	大町保健福祉事務所、福祉課、市民課、医療関係機関、大町警察署、北アルプス消防本部、職域機関、教育機関、司法関係機関、大北圏域障がい者総合支援センター、まいさぼ大町
---------------	--	---

《 評価指標 》

指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)
個別支援会議の開催	随時	随時

基本施策2 包括的支援を支える人材の育成

人材の育成は、生きることの包括的支援を推進するうえで最も基本となる取組です。誰もが自殺の危険を示すサインに気づき、適切に行動できるよう、市においては必要な研修の機会の確保に努めます。

【 市の事業 】

事業名	内 容	担当課・団体
地域支援者等への研修	こころの健康への理解を深め、周りの人の変化に気づき、声をかけ、必要な機関に相談をつなぐことができる人材を養成するため、市民をはじめ民生委員、健康づくり推進員、相談員等の幅広い支援者や小地域ネットワークなどの地域の団体を対象に実施する。	保健センター
市職員等への相談業務スキルアップ研修	市職員や学校職員を対象に、相談の受け方や指導方法、必要時に適切な機関へつなぐ等の相談業務に関わるスキルアップを図るため、研修を実施する。	庶務課 学校教育課

《評価指標》

指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)
地域支援者等への研修会の開催	年1回	年1回以上

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、自殺の危機に陥った時には誰かに助けを求めることが大切だという理解を推進し、誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指します。そのため、自殺に追い込まれるという状態に陥った場合に、誰かに援助を求めることが適当であるということが共有されるよう、市民一人ひとりが自殺対策についての理解を深められるよう普及啓発を図ります。

【 市の事業 】

事業名	内 容	担当課・団体
広報活動の実施	ポスターの掲示や、広報・ホームページなどを用い、自殺予防週間・自殺予防月間等、自殺対策の周知・啓発を積極的に行う。	保健センター
メンタルチェックシステム「こころの体温計」	インターネットを活用したメンタルヘルスチェックシステムにより、自らのこころの状態を把握するとともに、相談窓口の連絡先等を掲載し、必要に応じて相談先にリンクできるようにする。	保健センター
自殺対策計画の周知	市の自殺対策計画について、ホームページで周知するとともに、概要版を全戸配布し市民の関心を高める。	保健センター
相談窓口の案内、情報提供	悩みや不安を一人で抱えることがないよう、ホームページやリーフレットを用いた周知や、必要に応じて直接相談窓口の案内や情報提供を行う。	関係課

【 関係機関の事業 】

事業名	内 容	関係する機関等
精神保健福祉学習会	こころの健康づくりについて、正しい知識の普及と啓発を図る。	大町保健福祉事務所

《 評価指標 》

指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)
広報誌等による情報発信の回数	年2回	年2回以上
相談窓口一覧の作成・配布の実施	実施	継続

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺のリスクを低下させるためには、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組が必要です。そのため、様々な分野において「生きることの包括的支援」を推進していきます。

1 妊産婦、子育てをしている保護者や児童・生徒への支援

【 市の事業 】

事業名	内 容	担当課・団体
産婦健康診査事業	産後間もない時期はこころが不安定になりやすいため、産後うつ予防を目的に行う医療機関等での産婦健診に対し市で助成をする。また、必要に応じて医療機関と連携し、適切な支援を行う。	保健センター 医療機関
育児支援ヘルパー派遣事業	産前・産後の体調不良等や、親族等からの育児支援が受けられない人を対象に、ホームヘルパーを派遣し、家事や育児に関する支援を行う。	保健センター
新生児訪問	出生児の家庭に全戸訪問することで、お子さんの発達や育児状況、家庭状況、保護者の健康状態等を把握し、子育てに前向きに取り組めるよう支援する。	保健センター
育児相談 子育て相談	お子さんの発育・発達、育児に関する様々な不安を聞き、不安解消の一助となるよう相談対応し、支援が必要な家庭に対して適切な支援につなげる。	保健センター、子育て世代包括支援センター「あおぞら」、子育て支援課
児童センター、子育て支援センター事業	親子の遊びや学習、保護者同士の交流や情報交換を行い、親子が共に育つ場所を提供するとともに、子育て家庭に対して、育児相談や講座・教室、子育てサークル支援等を行う。	子育て支援課
子ども見守りサポート	支援対象児童等その他の特に支援を要する児に対し、食事の提供・学習支援等を通じた見守り体制の強化を図ることで、地域社会から孤立しがちな子育て家庭をサポートする。	子育て支援課
就学相談	特別な支援が必要な児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりに応じた相談を行う。	学校教育課 小・中学校

2 障がいのある方と支える家族への支援

【 市の事業 】

事業名	内 容	担当課・団体
障害者（児）支援事業	障がいを有する方からの相談に対応し、福祉サービス利用による生活の質の向上や権利擁護等の支援を行う。	福祉課 子育て支援課
療育支援事業	障がい特性を持つ子どものライフステージに応じ、地域での生活を支援するために、支援施設の有する機能を活用し、療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供や調整を行い、障害児等及びその家族の福祉の向上を図る。	福祉課 子育て支援課
精神障がい者に対する相談指導	精神疾患患者及びその家族に対し、訪問、電話、来所等による相談指導を実施する。	保健センター 福祉課

【 関係機関の事業 】

事業名	内 容	関係する機関等
日常生活自立支援事業	認知症の高齢者、知的又は精神的に障がいがあり判断能力が不十分な方に、サービス利用や日常の金銭管理等の援助を行い、住み慣れた地域で生活できるよう支援する。	大町市社会福祉協議会

3 勤務問題を抱える人への支援

勤務問題による自殺の背景には様々な要因がある中で、市内事業所等へメンタルヘルス対策や、ハラスメント防止対策等について周知・啓発活動を強化し、職場環境づくりの推進に努めます。また、行政だけでなく、各事業所や職域の対策も含め、関係機関と連携しながら取組めます。

【 市の事業 】

事業名	内 容	担当課・団体
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための啓発	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための啓発や情報の提供。	まちづくり産業課
勤労者に対する心の健康相談	保健師等の専門職により相談支援を行い、必要に応じ、相談窓口を紹介する。	保健センター

【 関係機関の事業 】

事業名	内 容	関係する機関等
「働き方改革」の推進、労働に関する各種相談	働き方改革に関する周知と徹底。	大町労働基準監督署 ハローワーク大町

4 相談窓口、相談体制の充実

【 市の事業 】

事業名	内 容	担当課・団体
こころの相談	不眠やこころの健康に関する、保健師による相談、支援。	保健センター
消費生活対策事業	専門の相談員が消費生活に関する助言やあっせんをし、情報提供、啓発を行う。また、多重債務者に対し法律の専門家を紹介し、解決に向けて対応する。	市民課 大町市消費生活センター
法律相談	弁護士による法的な悩みに対する相談。	情報交通課

事業名	内 容	担当課・団体
女性・男性相談	配偶者や家庭内のDVやいざこざ、不平等に関する相談への対応。	子育て支援課
	生活等における悩み全般に対する相談に対応。	庶務課
民生児童委員による地域福祉相談	民生児童委員による高齢者世帯等を中心とした地域の身近な相談・支援の窓口。	福祉課
教育相談	児童・生徒の教育上の悩みや心配ごとに対する、面接や電話による相談員の支援。	学校教育課 小・中学校
自死遺族に対する支援	自死により残された家族を把握した場合は、リーフレットを用い、近隣の自死遺族グループ等を紹介する。	保健センター

【 関係機関の事業 】

事業名	内 容	関係する機関等
人権相談	人権に関する様々な問題やトラブルに対する、人権擁護委員等によるアドバイスや法的手続き等の助言や支援。	長野地方法務局大町支部 庶務課
精神保健福祉相談	こころの健康に関する悩みを抱える本人やその家族、支援者に対する精神科医による相談。	大町保健福祉事務所
生活・就労相談	経済的な問題で生活に困っている人、失業している人等、生活や就労で困っている人の総合的な支援を行う。	まいさぼ大町
心配ごと相談 司法書士相談	身近な心配ごと・悩みごとに対する、行政相談員や司法書士による相談。	大町市社会福祉協議会

5 支援のための環境整備

【 市の事業 】

事業名	内 容	担当課・団体
公民館事業の推進	心豊かで生きがいのある人生が送れるよう、様々な公民館活動を通し生涯学習機会の提供を図る。	生涯学習課 公民館
各種サークル活動の加入促進	潤いのある人生が送れるよう、市内にある様々なサークル活動への参加を促し、趣味づくりや仲間づくりを促進する。	生涯学習課 公民館
文化芸術活動の推進	個人や団体による文化芸術活動を通し、創作した作品の発表の場を提供することで、「創作する」喜びのほか、「表現する」喜びや、様々な作品を「見る」喜びの機会を図り、豊かな心の醸成を図る。	生涯学習課 公民館
働き方改革の推進	学校現場における働き方改革に着手し、校務統合システムの導入や留守番電話、出退勤のIC管理などを取り入れ、教職員が健康で児童生徒と向き合えるよう進める。	学校教育課
社会人権教育推進事業	「人権を考える市民の集い」の開催等により人権尊重の意識を高め、市民一人ひとりが認め合い、助け合い、平等で尊重される社会の実現を図る。	生涯学習課
企業人権教育推進事業	事業所においては、企業の社会的責任（CSR）に関わり、社員採用時における人権に配慮した取り組みなどのほか、各種研修を通じて、誰もが個性と能力が十分に発揮できるよう人権啓発を進め、全ての人が生きやすい社会の実現を図る。	生涯学習課

《 評価指標 》

指標	現状値（R4）	目標値（R10）
産後1か月の時点でエジンバラ産後うつ病質問票での合計点が9点以上または問10が1点以上の者の割合	4.8%	減少

4 重点施策

重点施策1 子ども・若者への自殺対策の強化

未成年者は他の年代と比べ、問題を克服した過去の経験が少ない、人間関係が希薄、自己肯定感が低いなど「生きることの促進要因」が少ない傾向があると考えられます。そのため、些細な出来事に対しても大きく傷つき、自殺のリスクが高まる恐れがあります。

また、20代～30代の年代においても、20代で社会に出る者も多く、環境の大きな変化によりストレスがかかりやすい時期と考えます。

このような未成年者や若者の特徴を踏まえ、命の大切さだけではなく、未成年のうちから社会において直面する様々な困難やストレスに対処する方法を身につけるための教育や、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを推進します。

【 市の事業 】

事業名	内 容	担当課・団体
SOSの出し方に関する教育	小・中学生を対象に、悩みを一人で抱え込まずに周りに助けを求めることの必要性を伝え、実際に相談できる窓口を紹介する。	学校教育課、 小・中学校 保健センター
スクールカウンセラー、こころの教室による相談	専門的知識を持つ相談員が、不登校等の様々な悩みを抱える児童・生徒・保護者の相談を受け、必要に応じて学校外の関係機関と連携し、不安の解消を図る。	学校教育課 小・中学校
児童・生徒のこころの健康に関する相談	小・中学校の養護教諭等が窓口となり、児童・生徒の様々な悩みに寄り添った相談を受ける。	小・中学校 学校教育課
子ども・若者社会参加支援事業	不登校・ひきこもりの状態にある者に対し、個別支援計画に基づき、訪問支援、フリースペースにおける居場所支援、就労支援、学習支援を行い、社会参加を促す。	子育て支援課
いじめ問題対策連絡協議会の設置	いじめ問題の克服に向け学校、地域、関係機関等が連携し、いじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組む。	学校教育課 小・中学校

事業名	内 容	担当課・団体
LINE を活用した自殺・いじめ相談	県が取り組む LINE による自殺・いじめ相談の周知と活用。	学校教育課
若年者就職相談 (ミニジョブ カフェ)	40代前半までの就職を支援するための個別相談会を月1回無料で実施。ジョブカフェ信州(長野県若年者就業サポートセンター)から派遣されるキャリアコンサルタントが若者の就職に関する悩みや就職活動のノウハウまで幅広い相談に対応する。	まちづくり産業課
協働の学びの推進	授業の中で「わからない」ことに対して聴いたり、伝えたりすることで自分が役に立ったという実感を持ち、自己有用感を培うため、対話を軸とする「協働の学び」に取り組む。	学校教育課
キャリア教育推進 キャリア・パスポート(大町ドリーム)の活用	地域企業の方の話を聞き、質問する機会や企業見学・職場体験等の場を設け、キャリア発達を促すためのキャリア教育を小中一貫して進める。 また、小学校1年生から中学3年生まで活用できるキャリア・パスポート(大町ドリーム)を使い、自分の夢や目標、なりたい自分、生き方などについて、書き溜めていく。担任や保護者からの励ましの言葉をつづり、自己肯定感を高められるようにする。高校進学時には、高校に持ち上がり、高校でのキャリア発達を促す活用をしてもらう。	学校教育課
学校運営協議会の 取り組み	令和2年度からコミュニティ・スクールとして市内全学校で学校運営協議会制度を取り入れた学校づくりを進めている。 地域の方が授業づくりや行事などに参画し、児童生徒を協働して育てる取り組みを推進している。地域の子どもたちを知り、個々に合わせた支援を進めていく。	学校教育課 生涯学習課
人権を考える市民 の集い	各地区・学校において、毎年人権を考える市民の集いを開催している。障がいを抱え生きる方やLGBTQに関わる方、インターネット・SNSの危険性や留意点等などの多様な視点から「生き方」について学ぶ機会を設けている。	生涯学習課 公民館

事業名	内 容	担当課・団体
リーダー研修会	大町市内の児童生徒の健全育成と「ふるさと」を愛し郷土に寄与するねらいから、年数回のリーダー研修会を行い、学校を超えた関わりや先輩からのサポートにふれ、自己肯定感や自己有用感を育む取組を行う。	生涯学習課
義務教育終了後のフォロー	青少年センター指導員兼キャリア教育指導員とSSWが、義務教育終了後も個別にサポートを進め、高校の先生方と連絡をとりあったり、生徒や保護者と懇談したりするなどし、くらしをサポートする。	生涯学習課
包括的な相談支援体制の構築の検討	身体的・心理的に課題を抱える者とその家族および支援者等が、必要な時に相談でき、支援対象者の個別性に応じた相談支援を実施する組織横断的なネットワークや支援体制の構築について検討する。	関係課

【 関係機関の事業 】

事業名	内 容	関係する機関等
要保護児童対策地域協議会	保護者のいない児童、被虐待児童、保護者に監護させることが不適当な児童、非行児童等に関する情報や支援体制を関係機関で共有し、児童への虐待や保護の未然防止、早期発見、適切な対応と支援につなげる。	子育て支援課、福祉課、保健センター、警察署、児童相談所、医師会、小・中・高等学校、保健福祉事務所、幼稚園、保育園、民生児童委員、教育委員会、人権擁護委員、社会福祉協議会

《 評価指標 》

指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)
SOS の出し方に関する教育の実施	市内全中学校	継続
「悩んだり困ったときに誰かに相談しようと思う」児童・生徒の割合 (SOS の出し方に関する教育の事後アンケートによる)	実態把握 相談する 54.1% 相談しない 16.4% わからない 29.5%	実態把握

重点施策2 生活困窮者への支援強化

無職、失業状態にある人は、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等、様々な問題を抱えていることが考えられ、自殺のリスクが高い傾向にあります。そのため、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策が密接に連携し、経済や生活面での支援のほか、こころの健康や人間関係等の視点も含めた包括的支援を推進します。

【 市の事業 】

事業名	内 容	担当課・団体
生活困窮者自立支援事業	様々な事情により生活に困難を抱えている方の相談に応じ、就労の場の紹介や家計相談につなげ、生活の立て直し等の支援を行う。	福祉課 まいさぼ大町

【 関係機関の事業 】

事業名	内 容	関係する機関等
くらしと健康の相談会	失業、倒産、多重債務などの問題について、弁護士による相談と合わせて、保健師による健康相談の実施。	大町保健福祉事務所
就労相談	就職、雇用保険に対する相談。	ハローワーク大町

《 評価指標 》

指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)
生活困窮に関する相談	延べ 121 件	継続実施

重点施策3 高齢者等が地域でいきいきと暮らせる環境整備

市の高齢化率は、令和5年4月に38.89%（人口動態推計値）であり、長野県の32.9%と比較して高く、第3次大町市健康増進計画では令和12年に42.1%になると推測されています。

一方、市の65歳以上単身世帯は、令和5年4月現在で1,990世帯と全世帯数の16.7%を占め、県11.6%や国12.1%^{*5}と比較しても高い状況となっており、独居高齢者が増えていくことが予測されます。

今後ますます高齢化が進む中で、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい高齢者の特性を踏まえ、高齢者が生きがいや楽しみを持って地域で暮らせる支援、高齢者を地域で支えあう地域づくりを推進します。

また、定年後に備えた趣味活動や学習活動への参加など、各年代やニーズに対応した生涯学習活動を支援し、若い年代からの仲間づくりや生きがいづくりの取組を推進します。

1 様々な相談・支援

【 市の事業 】

事業名	内 容	担当課・団体
介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談実施。	福祉課
地域支援事業	介護支援専門員、保健師、社会福祉士を中心に、介護保険法による包括的な支援を実施する。8050（9060）問題への対応支援を行う。	福祉課
家族介護支援事業	在宅で介護をする家族等の支援として、介護者の疲れを癒す事業を実施。	福祉課
成年後見制度支援事業	判断能力が著しく低下し金銭管理や契約行為に支援が必要な人に対し、自立した生活が送れるように支援し、また後見制度の手続きを行う親族等がない時は、申立ての支援をする。	福祉課 成年後見支援センター
認知症総合支援事業	認知症の早期診断・早期対応に向けた体制を構築し、認知症になっても住み慣れた地域で住み続けることが出来る地盤整備や、地域に応じた認知症ケア向上の取組の推進。	福祉課

*5) 令和2年国勢調査より算出。

事業名	内 容	担当課・団体
地域包括ケア実践事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる事ができる体制づくりを行う。	福祉課
認知症サポーター養成事業	認知症を正しく理解し、地域で暮らす認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターの養成を行う。	福祉課
生涯現役地域づくり環境整備事業	生涯現役を目指す高齢者が年齢に関わりなく地域社会に参加し、社会に貢献できる地域環境を整備する。求職・ボランティア活動への参加・起業や生きがいづくりを求める高齢者の支援を行う。	まちづくり産業課

2 社会参加の強化と生きがいづくり

【 市の事業 】

事業名	内 容	担当課・団体
高齢者の居場所づくり	地区集会施設を利用して、高齢者の閉じこもり予防や認知症予防を目的に、地区単位でサロンを行い、孤立の防止を図る。	福祉課、 社会福祉協議会
生きがい施策（シニアクラブへの活動助成）	高齢者が、地域の単位クラブや市シニアクラブ連合会の活動を通じて、生きがいを見出すきっかけの場づくりを行う。	福祉課
生涯学習活動の推進	若いうちから自らが新たに学べる機会を充実させ、同じ趣味同士の仲間との触れ合いや、地域での活躍の場づくりなど、学習活動の充実を図る。	生涯学習課

《 評価指標 》

指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)
地域での生きがい活動等への助成	48 地区	継続

重点施策4 連携体制の強化

自殺の背景には、心身の健康にかかわる問題だけでなく、様々な生きることに対する阻害要因があり、問題は複雑化、複合化しています。多岐に渡る問題を抱えている人に対し、速やかに庁内外の関係機関につなぎ、継続的な支援を行うため、連携体制を強化します。

また市民の悩み事に寄り添い、問題が複雑化、複合化する前に、問題解決ができるよう、市役所の各窓口での対応力の向上を図ります。

【 市の事業 】

事業名	内容	担当課・団体
ワーキンググループ会議	市の担当者の対応力向上や担当課及び担当者間の連携強化を図る。	関係課
こころ・法律・仕事のなんでも相談会	弁護士、精神科医、就労ワーカー等の専門職が一堂に会する相談会を開催する。	保健センター（北アルプス連携自立圏）

【 関係機関の事業 】

事業名	内容	関係する機関等
希死念慮等がある者の情報提供	警察、医療機関、市等が、自殺未遂者や自殺の危険性が高い人を把握した際、必要に応じて関係機関につなげる。	大町警察署 医療機関
大北地域自殺対策地域連絡会（再掲）	自殺対策に関わる地域の関係機関等が、日頃からのお互いの活動を共有し、地域の課題について意見交換することで、自殺対策の推進を図る。	大町保健福祉事務所、福祉課、市民課、医療関係機関、大町警察署、北アルプス消防本部、職域機関、教育機関、司法関係機関、大北圏域障がい者総合支援センター、まいさぼ大町

＜評価指標＞

指標	現状値（R4）	目標値（R10）
ワーキンググループ会議の開催	未実施	年1回以上

5 関連施策一覧

すでに市で行われている様々な事業のうち、自殺対策の視点から連携して取り組む施策を「関連施策」とし、取組の内容ごとに分類し掲載します。

基本施策1：地域におけるネットワークの強化
 基本施策2：包括的支援を支える人材の育成
 基本施策3：住民への啓発と周知
 基本施策4：生きることの促進要因への支援

重点施策1：子ども・若者への自殺対策の強化
 重点施策2：生活困窮者への支援強化
 重点施策3：高齢者等がいいきと暮らせる環境整備
 重点施策4：連携体制の強化

*掲載は順不同。

担当課	事業名	事業概要	生きることの包括的支援の視点	基1	基2	基3	基4	重1	重2	重3	重4
庶務課	ストレスチェック	職員の日々の業務等に対するストレスの度合いの調査	▼住民からの相談に応じる職員やそれを支える家族の心身面の健康維持を図ることで、「支援者の支援」となる。		●		●				●
	こころとからだの健康相談窓口	職員及びその家族を対象にこころとからだの健康相談窓口（共済組合事業）を紹介			●		●				●
	大町市職員のこころの健康づくり計画策定	職員が心身共に健康な状態で職務に従事し、業務が効率的に実施され、質の高い市民サービスの提供ができるよう、継続的かつ計画的に心の健康づくりに取り組むために、大町市職員のこころの健康づくり計画を策定			●		●				●
	メンタルヘルス研修の実施	3年に1回程度職員向けのメンタルヘルス研修を実施			●		●				
	人権政策	人権政策の推進や審議会の開催、人権侵害への対応		▼人権に関する啓発イベントにおいて、配布資料の一つとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れることで、住民に対する啓発の機会となり得る。			●				
	市民活動支援	市民活動や住民自治組織の推進・支援、ひとが輝くまちづくり事業の推進		▼まちづくり関連イベントなどにおいて、配布資料の一つとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れることで、住民に対する啓発の機会となり得る。			●				
	男女共同参画推進	男女共同参画審議会の実施、男女共同参画学習会・男女共同参画フォーラムの開催協力		▼男女共同参画に関する啓発イベントにおいて、配布資料の一つとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れることで、住民に対する啓発の機会となり得る。			●				
税務課	納税相談	病気や失業等のやむを得ない理由で、納期限までに納付困難な住民に対し、生活状況の聞き取りをしながら納税に向けた相談に応じる。	▼納付困難な住民の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたり得る可能性が高いため、相談をきっかけに生活状況を聞き取り、必要な人には福祉課や社協等様々な支援につなげる。		●		●		●		
危機管理課	地域防災計画	大町市地域防災計画の更新	▼日頃から防災・減災の意識を高めることで、被災時に命を守ることにつながる。また、被災者の相談窓口の設置、周知、連絡体制の構築をし、早期に適切な支援につなげる。				●	●		●	

第3章 自殺対策における取組

担当課	事業名	事業概要	生きることの包括的支援の視点	基1	基2	基3	基4	重1	重2	重3	重4
市民課	国民年金受付相談	国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	▼年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、必要に応じて様々な支援につなげる。		●		●		●		
	葬祭費	国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者の死亡に対し、一時金を支給する。	▼葬祭費の申請を行う人の中には、大切な人との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えていることが多い。そのため抱えている問題に応じて、必要な支援機関へとつなぐ機会とする。		●		●		●		
	保険税の賦課、収納、減免	滞納者に対する納税相談・納付勧奨・減免状況の把握	▼保険料の滞納をしている人は、経済的な困難を抱えていることも少なくない。 ▼納税相談や納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。		●		●		●		
	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等への医療費	▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、家庭の抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。		●		●	●	●		
	特殊詐欺等被害防止対策機器購入費等補助金	振り込み詐欺などの特殊詐欺や悪質な電話勧誘販売など、電話を介した消費者被害を未然に防止するため、狙われやすい高齢者を対象に、特殊詐欺等への対策機能の付いた電話機等の購入・設置に対し補助金を交付する。	▼詐欺等の被害を回避する支援を行うことで、金銭的困窮に陥ることを防ぐことができる。		●					●	
	乳幼児健診離乳食教室	それぞれの月齢に合わせて、児の発育・発達を保護者と一緒を確認し、先の見通しを持ちながら育児ができるように支援する。	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 ▼必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ること、包括的な支援を提供し得る。（※そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る。）		●		●				
	産後ケア事業	出産後の母体を保護し、乳児が適切な養育を受けられる環境を整備するため、出産後の一定期間産婦及び乳児を医療機関または助産所に入院もしくは通所をさせ必要指導等を行う。	▼常に助産師及び専門家がそばにいることにより、出産後の保護者の精神的・身体的不安を軽減し、産後うつ等リスクが高い人の早期発見につながる。	●	●		●				
	健康相談	依頼のあった団体に出向き、健康相談や健康に関する集団教育を行う。	▼出前講座の中で、こころの健康やその対応についても普及啓発することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。 ▼様々な相談に応じることで、支援が必要な人達との接触の機会となり得る。また、必要があれば他機関につなぐなど支援の接点となる。	●	●	●					
各種検診、健康診査	対象者に、各種検診、健康診査を実施する。	▼健康診断や問診等を活かし、問題のある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となる。		●	●	●					

担当課	事業名	事業概要	生きることの包括的支援の視点	基1	基2	基3	基4	重1	重2	重3	重4
福祉課	養護老人ホームへの入所	概ね65歳以上で経済的理由等により自宅で生活が困難な高齢者への入所相談・手続きを行う。	▼老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。		●					●	
	生活管理指導短期宿泊事業	概ね65歳以上で、一時的に養護老人ホームへ入所し、生活習慣等の指導等を行い、当人の自立生活の援助を行う。	▼老人ホームへの入所手続きの中で家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点となり得る。							●	
	ひとり暮らし老人等緊急通報システム	緊急通報装置を貸出し、緊急時に通報受信センターへの通報により、高齢者の安否確認を行うとともに、不安を解消する。※対象者：ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯	▼通報装置の設置を通して、ひとり暮らし高齢者等の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用できる。							●	
	配食サービス事業	高齢者の食生活の改善及び自立促進を図るため、食事の定期的な配達を行うとともに、安否確認を行う。 ※対象者：概ね65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の者のみで構成されている世帯の者	▼配食にあわせて高齢者への見守りにもなるため、生活上の不安や困りごとなどに早期に気づき、必要に応じて適切な機関へのつなぎ役を担える可能性がある。		●					●	
	生活保護の申請	生活保護申請の相談・手続き等について行う。	▼生活保護受給者への各種相談・支援の提供は、生活上の不安や困りごとなどに早期に気づき、必要に応じて適切な機関へつなげることができる。		●		●		●		
	要援護者台帳整備	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等の要援護者台帳を整備する。	▼地区民生委員が高齢者世帯等へ訪問した際に、高齢者やその家族の抱える問題等について聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	●	●					●	
子育て支援課	児童扶養手当支給事務	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給。	▼家族との離別・死別を経験している人は、精神的・経済的に問題を抱えることが多いため、直接的な接触の機会として、問題の早期発見・対応につなげる。		●		●				
	特別児童扶養手当支給事務	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給。	▼心身に疾病を抱えている人は日常生活で困難を抱えていることが多いため、そうした人達との接触窓口、支援へのつなぎの接点とする。また、保護者の相談に応じることで、保護者の支援にもつながる。				●				
	ショートステイ事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由によりどうしても家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及び家族の福祉の向上を図る。	▼子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。親と子双方のレスパイトにもなり得る。				●	●			
	子育て支援相談及び情報提供	家庭や生活上の問題解決のための各種相談及び子どもと家庭に関する情報提供。(児童虐待防止対策、ひとり親家庭や女性問題の相談支援など含む。)	▼子育て世代の様々な相談に応じることで、子どもの健やかな成長と、保護者の育児不安の軽減を図る。また、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し対応するため、専門機関と連携し得る。		●		●	●			

第3章 自殺対策における取組

担当課	事業名	事業概要	生きることの包括的支援の視点	基1	基2	基3	基4	重1	重2	重3	重4
子育て支援課	放課後児童健全育成事業	就労等により昼間保護者が不在となる小学校児童に、放課後及び長期休業中に遊びや生活の場を提供して、健全な育成を図る。	▼児童クラブへ通う子どもやその保護者の状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。		●		●	●			
	保育園巡回指導	園を定期で巡回し、園の運営や保育の方針について指導を行う。	▼保育士の課題解決力の向上に努めるほか、外部からの目線で、支援の必要な家庭を把握できる可能性がある。				●				
	保育所運営全般	児童の養護と教育を行うとともに、養育者の子育てを支援する。	▼児童及び保護者と日常的に接することで、家庭の問題を把握することができる可能性がある。				●				
	こんには赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問事業）	民生児童委員と主任児童委員が、生後4か月程度の乳児のいる家庭を訪問し、記念品の贈呈や子育て情報を提供する。また、保護者の様子や育児の状況を聞き取り必要な支援につなげる。	▼悩みや困りごとをもつ保護者がみられた場合は関係部署につなぐなど、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになり得る。		●		●				
	家庭児童相談員	家庭児童相談員を配置し、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う。	▼保護者等の対応を行う中で、必要な機関や関係者につなぐ等、相談員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになり得る。		●		●				
上下水道課	水道料金等徴収業務	料金滞納者に対する料金徴収（集金）事務 給水停止執行業務	▼水道使用料を滞納している人へ、必要に応じて福祉課や生活就労支援センター等の他機関へつなぐ対応を取れる可能性がある。		●		●		●		
教育委員会	生涯学習推進事業	生涯学習社会の実現を図るため、大町市生涯学習推進本部を設置し、リーダーバンク、職員出張講座等を実施するとともに、全庁的な取り組み状況を把握。	▼市民の要望に応じ職員出張講座として、こころの健康に関する講座への保健師等の派遣をすることで、正しい理解や啓発につなげる。				●				
	補導・環境浄化活動事業	「青少年は地域から育む」という視点に立ち、補導委員と共に、青少年が非行化することのないように街頭活動や、青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を実施しながら啓発活動を実施。	▼啓発活動時に相談機関一覧等のチラシを配布したり、補導委員への研修を行うことで、相談に応じ関係機関へのつなぎ役を期待できる。				●				
	青少年育成事業	子ども会育成会や青少年育成市民会議をとおり、青少年の健全育成を図るため、「青少年育成市民大会」などを開催し、地域全体で子どもを育む機運の醸成を図る。また、次世代を担う子ども達の育成として「リーダー研修会」を実施。	▼各大会などにおいて、こころの健康に関わる講演や研修会の開催をしたり、育成会等の委員への研修を通じて、自殺対策施策の周知啓発の機会となる。		●	●		●			
	通級教室及び各種教育相談員の設置・配置	「中間教室」、「ことばの教室」、「心の相談員」、「学習支援員」等の配置・設置	▼学校の授業への困り感を持っている児童生徒や、不登校の児童生徒等に対し、集団適応指導、学習支援、教育相談等により学校復帰や集団社会で生活できる力を育む。	●	●		●	●			
	学校業務改善事業	ソフト事業としての「リフレッシュウィーク」の導入、中学校部活動のクラブ化、ハード事業としての校務支援システムの導入により学校教職員の業務負担を軽減する。	▼ソフト・ハード両面から学校教職員の業務負担を軽減し、対象者の心身ともに健全化を図る。					●			●

担当課	事業名	事業概要	生きることの包括的支援の視点	基1	基2	基3	基4	重1	重2	重3	重4
教育委員会	スクリーニング会議	市内小中・義務教育学校へ年4回学校訪問し、全クラスの児童生徒の状況から、支援の必要な児童生徒を識別し、支援関係者間で支援の方向性を明らかにし、支援につなげる。	▼支援の必要な児童・生徒を把握し、実際に支援の方向性を考え実施していくことにより、支援対象である児童・生徒及びその保護者の生きることの包括的支援となり得る。		●		●	●			
	思春期体験教室	小・中学生、高校生が乳児と触れあうことで、いのちの大切さについて理解を深める。	▼生命の誕生について実際に学習することでいのちの大切さについて理解を深め、それが生きることの促進要因となり得る。		●		●	●			
まちづくり課	社会保険・年金・労働相談	社会保険や年金、労働に関して社会保険労務士が相談支援を行う。	▼相談をきっかけに、抱えている他の問題等について必要時支援に繋げる機会になり得る。				●				
市立大町総合病院	病院運営事業	大北医療圏での2次救急医療機関かつ、救急告示病院として最大限可能な救急医療を提供する。 地域住民の信頼と期待に応える地域医療の担い手として、また、地域包括ケアシステムにおける急性期をはじめとして回復期、慢性期、さらには、在宅医療に至るまでの医療を提供する大北医療圏の中核的な医療機関として、総合診療基盤に基づく地域医療の提供を行う。	▼自殺未遂者への医療提供や地域包括ケア事業等を進める上で地域の拠点となり得る。		●		●				

第4章 自殺対策の推進体制等

1 推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない大町市」の実現を目指して、生きることの促進要因を念頭に置きながら自殺対策を総合的に推進します。

(1) 庁内における推進体制

自殺予防やその対策などについて、庁内関係課等において情報共有を図りながら共通認識を持ち、各事業に着実に取り組むとともに、連携しながら自殺対策の推進を図っていきます。

(2) 関係機関・団体等との連携

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課との連携を図るとともに、保健所や警察等の関係機関及び民間団体、市民等との連携も図りながら、地域における自殺対策を推進していきます。

2 関係機関や団体等の役割

本計画の推進にあたっては、市、市民、事業主、教育関係者、関係機関等の役割を明確にした上で、相互に連携・協力した自殺対策を推進していく必要があります。

(1) 市の役割

本計画における目標の実現のために、自殺に対する現状を把握し、市の状況に応じた自殺対策を総合的かつ計画的に実施していきます。市民に身近な存在として、全庁を挙げて対策の主要な推進役を担います。

(2) 市民の役割

市民一人ひとりが自殺対策に関心と理解を深めることが必要です。自分自身のこころの健康を保持するための取組みを行うとともに、身近な人が悩んでいる場合に、早めに気づき、声をかけ、傾聴し、寄り添いながら接し、必要な際には専門の相談先に的確につながられるよう努めます。

(3) 事業主の役割

雇用する労働者のこころの健康の保持に向けて、仕事における強いストレスや不安を抱えている労働者に対するメンタルヘルスケアの取り組みを一層推進し、ストレスの要因となる職場環境の改善やうつ病等の精神疾患の早期発見や早期治療などへの取り組みを推進します。また、自殺対策に関心と理解を深めるとともに、市が実施する自殺対策に協力します。

(4) 教育関係者の役割

児童・生徒のこころとからだの健康づくりや関係づくり、協働の学びを軸とした自己有用感を高める教育の推進、自分の生き方を問いとしたキャリア教育への取り組み、不登校児童生徒の学びの保障や居場所づくり、コミュニティ・スクール・学校運営協議会による地域協働の学校づくり、大町市の進める働き方改革により、教職員が健康で子どもたちに向き合い授業づくりに専心できる取り組み、自殺予防のための教職員研修等により、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を高め、自殺予防の取り組みを進めます。

(5) 関係機関の役割

それぞれの活動内容の特性に応じて自殺対策に取り組むとともに、自殺対策関係機関等が相互に緊密な情報交換を行いながら、連携した取り組みを推進します。

3 計画の評価・検証

本計画は、それぞれ取り組み状況をまとめて、評価・検証を行い、事業展開に反映させていきます。また、施策の進捗状況や地域の自殺対策の特徴等を分析・検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効果的・効率的に推進していきます。

資料編

▼大北地域精神科及び心療内科医療機関一覧

▼市内の主な相談窓口

▼長野県内の相談窓口

▼民間団体の相談窓口

▼大北地域精神科及び心療内科医療機関一覧

医療機関名称	住所	電話番号
中澤医院	大町市大町1212-2	0261-22-0252
長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センターあづみ病院	北安曇郡池田町池田3207-1	0261-62-3166
平林メンタルクリニック	北安曇郡池田町池田2463-3	0261-61-1577
社会医療法人 神城醫院	北安曇郡白馬村神城22844	0261-75-7050

▼市内の主な相談窓口 【(市)＝市役所】

【こころや身体の相談】

祝日・年末年始は除く

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
こころや身体の健康 相談	(市)市民課 中央保健センター	0261-23-4400	月曜日～金曜日 8:30～17:15
女性のからだ相談			

【就労・労働に関する相談】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
労働に関する相談	(市)まちづくり産業課 商業労政係	0261-22-0420 (代)	月曜日～金曜日 8:30～17:15
若年者就職相談			
生活・就労に関する 相談	まいさぼ大町 長野県・大町市 生活就労支援センター	0261-22-7083	月曜日～金曜日 9:30～17:00
障がい者の就労・就 労に伴う生活の相談 支援	大北圏域・ 松本圏域障がい者就 業・生活支援センター しえるば大北	0261-26-3862	月曜日～金曜日 9:00～17:00
就労に関する相談	大町公共職業安定所 (ハローワーク大町)	0261-22-0340	月曜日～金曜日 8:30～17:15
労働問題全般の相談	大町労働基準監督署	0261-22-2001	月曜日～金曜日 8:30～17:15

【こどもの相談】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
発育や発達	(市)市民課 中央保健センター	0261-23-4400	月曜日～金曜日 8:30～17:15
家庭や育児に関する 悩み			
児童虐待	(市)子育て支援課 子育て支援係	0261-22-0420 (代)	
	(市)教育委員会 学校教育課学校教育係		

【生活と暮らしの相談】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
生活保護に関すること	(市)福祉課福祉係	0261-22-0420 (代)	月曜日～金曜日 8:30～17:15
消費生活・多重債務相談	(市)市民課 消費生活センター	0261-26-3225	
納税相談	(市)税務課税務係	0261-22-0420 (代)	月曜日～金曜日 8:30～17:15 毎月無料相談会あり (要予約) *開催日については広報 または問い合わせ確認
法律相談	(市)情報交通課 広聴広報係	0261-22-0420 (代)	
行政相談	(市)庶務課 行政管理・ コンプライアンス推進係	0261-22-0420 (代)	
融資や貸付の相談 (日本政策金融公庫)	大町商工会議所	0261-22-1890	
女性相談・男性相談	(市)庶務課 男女共同参画 ・人権政策係	0261-22-0420 (代)	
	(市)子育て支援課 子育て支援係		
心配ごと相談	大町市社会福祉協議会	0261-22-1501	
司法書士相談			
人権相談	長野地方法務局大町支局	0261-22-0379	
	(市)庶務課 男女共同参画 ・人権政策係	0261-22-0420 (代)	
成年後見に関する相談	北アルプス 成年後見支援センター	0261-22-1550	

【就学・学校生活に関する相談】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
就学に関する相談	(市)子育て支援課 子育て支援係	0261-22-0420 (代)	月曜日～金曜日 8:30～17:15
	(市)教育委員会 学校教育課学校教育係		
不登校・学校生活に関する悩み	子どもの在籍する学校	大町中学校 22-1817 八坂小・中学校 後期課程 26-2020 美麻小・中学校 29-2004 北小学校 23-0190 南小学校 22-0521 東小学校 22-0611 西小学校 22-0019 八坂小・中学校 前期課程 26-2010	月曜日～金曜日 の 学校開庁日 8:00～18:00
義務教育終了後の不登校・ひきこもり等の相談	(市)教育委員会 学校教育課学校教育係	0261-22-0420 (代)	月曜日～金曜日 8:30～17:15
いじめ相談ホットライン		0261-23-7000 (教育相談専用)	

【障がい者・高齢者の福祉相談】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
障がい者福祉等	(市)福祉課福祉係	0261-22-0420 (代)	月曜日～金曜日 8:30～17:15
高齢者の介護等	(市)福祉課 高齢者・包括支援係	0261-22-0420 (代)	
ピア・カウンセリング、障がい者の相談	大北圏域障害者 総合支援センター 「スクラムネット」	0261-26-3855	月曜日～金曜日 8:30～17:30

	相談機関	電話番号
警察安全相談 (交番・駐在所は不在の 時が多いため、緊急 対応の場合は警察署へ 連絡)	大町警察署	0261-22-0110
	信濃大町駅前交番	0261-22-7631
	平駐在所	0261-23-0659
	常盤駐在所	0261-22-2040
	八坂駐在所	0261-26-2110
	美麻駐在所	0261-29-2007

▼長野県内の相談窓口（県ホームページより抜粋）

【 心の健康 】

毎日以外は、祝日・年末
年始を除く

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
心の健康に関する相談	大町保健福祉事務所	0261-23-6529	月曜日～金曜日 8:30～17:15
全般的なこころの相談	精神保健福祉センター	026-266-0280	月曜日～金曜日 8:30～17:15
話を聞いてほしい	心の電話相談	026-217-1680	月曜日～金曜日 9:30～16:00

【 子ども・子育て 】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
学校生活に限らず、子どもが抱える様々な悩み、また保護者の抱える子育て等に関する悩みなど、子どもに関する幅広い相談	県民文化部 こども・家庭課 「長野県子ども 支援センター」	大人用ダイヤル 026-225-9330	月曜日～土曜日 10:00～18:00
		子ども用ダイヤル 0800-800-8035	月曜日～土曜日 10:00～18:00
18歳までの子ども専用 様々な悩みに対する相談窓口	長野県チャイルド ライン推進協会	0120-99-7777 (無料)	月曜日～日曜日 16:00～21:00
子どもの発達、いじめ・不登校 などの学校生活に関する相談	長野県 総合教育センター	0263-53-8811	月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00
いじめ、不登校など学校生活に 関する悩みについて、子どもや 保護者の方からの相談	(学校生活相談センター) 県教育委員会事務局 心の支援課	なやみいおう 0120-0-78310 (無料)	24時間受付

【 児童虐待・DV24時間ホットライン 】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
児童虐待・DVに関する緊急の 通告・通報の受付	県民文化部 こども・家庭課	026-219-2413	毎日24時間

【 生活・福祉 】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
日常生活や家族関係の悩み・心 配ごと、福祉サービスに関する 相談	長野県社会福祉協議会	026-226-0110	月曜日～金曜日 9:00～17:00
年金相談	松本年金事務所	0263-25-8100	月曜日～金曜日 8:30～17:15 週初の開所日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

【 就労・労働問題 】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
15歳～49歳までの若者に対する就労相談	しおじり若者サポートステーション	0263-54-6155	火曜日～土曜日 9:30～17:30
雇用や労働条件など労働問題全般	中信労政事務所	0263-40-1936	月曜日～金曜日 8:30～17:15
労働条件に関する無料相談	労働条件相談 ほっとライン	0120-811-610	月曜日～金曜日 17:00～22:00 土日祝日 9:00～21:00

【 男性に関する相談 】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
家庭、人間関係、生き方などの男性の相談	長野県男女共同参画センター「あいとびあ」	0266-22-7111 (男性相談員対応)	金曜日(要確認) 17:00～19:00

【 女性に関する相談 】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
女性の悩みごと、困りごと(家族や夫婦のこと等)の相談	長野県男女共同参画センター「あいとびあ」	0266-22-8822	火曜日～土曜日 9:00～12:00 13:00～16:30

【 消費生活 】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
消費生活に関すること	中信消費生活センター	0263-40-3660	月曜日～金曜日 8:30～17:00
消費者トラブル等無料相談	長野県司法書士会	026-233-4110	月曜日～金曜日 12:00～14:00

【 法律 】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
多重債務・債務整理等、各種法律相談・情報提供	法テラス長野	050-3383-5415	月曜日～金曜日 9:00～17:00
	長野県弁護士会 (クレサラ無料相談)	(予約専用) 0263-35-8501	月曜日～金曜日 9:30～16:30
	長野県司法書士会クレサラ・悪質商法110番	026-233-4110	月曜日～金曜日 13:00～16:00
高齢者、家族、支援者からの高齢者なんでも無料相談	長野県弁護士会	0120-65-9674 (30分目安)	毎週 月・木曜日 13:30～15:30

【 暮らしの悩み 】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
暮らしの困りごと、心の悩みごと、DV問題など様々な相談	よりそいホットライン	0120-279-338	毎日24時間

【 人権問題 】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
人権に関する相談	長野県 人権啓発センター	026-274-3232	火曜日～日曜日 8:30～17:00 ※センター指定の休館日を 除く
	子どもの人権救済セン ター子どもの人権 110番	0120-007-110	月曜日～金曜日 8:30～17:15
	みんなの人権110番	0570-003-110	

【 自殺に関する相談 】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
「消えてしまいたい」「家族や 知人に死にたいと訴える」「身 内が自死をして辛くてどうしよ うもない」などの自殺に関する 相談	こころの健康相談 統一ダイヤル	0570-064-556	月曜日～金曜日 18:30～22:00

【 自死遺族 】

相談内容	相談機関	電話番号	時間等
身近な人を自死（自殺）で失っ たつらく悲しい気持ちなどを語 り合い、聞きあう場	<参加申込先> 大町保健福祉事務所 県精神保健福祉センター	0261-23-6529 026-266-0280	月曜日～金曜日 8:30～17:15

▼民間団体の相談窓口

団体名	相談・支援内容	電話番号	時間等
(福) 長野いのちの電話	さまざまな悩みごと に関する相談	026-223-4343 (長野) 0263-88-8776 (松本)	毎日11:00～22:00
いのちの電話 ナビダイヤル		0570-783-556	毎日10:00～22:00
いのちの電話 フリーダイヤル		0120-783-556	毎月10日 8:00～翌朝8:00
NPO法人全国自死遺 族総合支援センター (グリーンサポートリンク)	自死遺族のための電 話相談・情報提供	03-3261-4350	毎週木曜日 10:00～20:00 毎週日曜日 10:00～18:00
よりそいホットライン	暮らしの悩み、なん でも相談	0120-279-338	毎日24時間

▼心の健康づくり懇話会委員名簿

任期：令和5年7月26日～令和7年3月31日

選出区分	所属等	職名等	氏名
医療関係者	大北医師会	副会長	中澤 治彦
福祉関係者	大北圏域障害者総合支援センター <small>(スクラムネット)</small>	精神障害者生活支援Co	中山 敦子
教育関係者	学校教育課	学校教育課長	平林 政規
行政関係者	大町公共職業安定所	統括職業指導官	篠田 直美
	大町警察署	生活安全課長	市川 幸誠
	大町保健福祉事務所	健康づくり支援課長	大久保 初恵
	福祉課	福祉課長	久保田 肇
	子育て支援課	子育て支援課長	井沢 公一
	市民課	市民課長	勝野 律子
	商工労政課	商工労政課長	竹村 光江
事務局		民生部長	川上 晴夫
	中央保健センター	所長	西澤 勲
		健康推進係長	吉原 かおり
		健康推進係 保健師	氣賀澤 紀穂